

監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」の改正について

2024年9月26日

日本公認会計士協会

| 新 | 旧 |
|--|---|
| 監査基準報告書 240 | 監査基準報告書 240 |
| 財務諸表監査における不正 | 財務諸表監査における不正 |
| 2011年12月22日 改正 2013年6月17日 改正 2015年5月29日 改正 2018年10月19日 改正 2019年6月12日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 改正 2021年8月19日 改正 2022年10月13日 改正 2023年1月12日 最終改正 2024年9月26日 | 2011年12月22日 改正 2013年6月17日 改正 2015年5月29日 改正 2018年10月19日 改正 2019年6月12日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 改正 2021年8月19日 改正 2022年10月13日 最終改正 2023年1月12日 |
| 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) | 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) |
| 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) | 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) |
| 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) | 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) |
| 《4. リスク評価手続とこれに関連する活動》 (省 略) | 《4. リスク評価手続とこれに関連する活動》 (省 略) |
| 《(3) その他の情報の検討》 (第22項参照) A20. 分析的手続の実施により入手した情報に加えて、企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組み並びに企業の内部統制システムについて入手したその他の情報は、不正による重要な虚偽表示リスクの識別に有用なことがある。監査チーム内の討議により、そのようなリスクの識別に役立つ情 | 《(3) その他の情報の検討》 (第22項参照) A20. 分析的手続の実施により入手した情報に加えて、企業及び企業環境、適用される財務報告の枠組み並びに企業の内部統制システムについて入手したその他の情報は、不正による重要な虚偽表示リスクの識別に有用なことがある。監査チーム内の討議により、そのようなリスクの識別に役立つ情 |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>報を入手することがある。</p> <p>さらに、監査契約の新規の締結及び更新に関する手続並びに企業に対して実施したその他の業務、例えば、<u>期中</u>レビュー業務において入手した情報は、不正による重要な虚偽表示リスクの識別に関連することがある。</p> <p>(省 略)</p> | <p>報を入手することがある。</p> <p>さらに、監査契約の新規の締結及び更新に関する手続並びに企業に対して実施したその他の業務、例えば、<u>四半期</u>レビュー業務において入手した情報は、不正による重要な虚偽表示リスクの識別に関連することがある。</p> <p>(省 略)</p> |
| <p>《10. 経営者及び監査役等とのコミュニケーション》 (第 39 項から第 41 項参照)</p> <p>A56-4. 国によっては、法令等により、監査人が一定の事項について経営者やガバナンスに責任を有する者にコミュニケーションを行うことが制限されている場合がある。法令等により、違法行為又はその疑いのある行為について、企業に注意喚起することを含め、適切な規制当局による調査を害するおそれのあるコミュニケーションやその他の行為を明確に禁止していることがある。例えば、マネー・ローンダリングに関する法令に従って、監査人が適切な規制当局に不正を報告することが求められている場合がある。このような状況では、監査人が検討する事項は複雑であり、監査人が法律専門家に助言を求めることが適切と考えることがある。</p> <p>(省 略)</p> | <p>《10. 経営者及び監査役等とのコミュニケーション》 (第 39 項から第 41 項参照)</p> <p>A56-4. 国によっては、法令等により、監査人が一定の事項について経営者や統治責任者にコミュニケーションを行うことが制限されている場合がある。法令等により、違法行為又はその疑いのある行為について、企業に注意喚起することを含め、適切な規制当局による調査を害するおそれのあるコミュニケーションやその他の行為を明確に禁止していることがある。例えば、マネー・ローンダリングに関する法令に従って、監査人が適切な規制当局に不正を報告することが求められている場合がある。このような状況では、監査人が検討する事項は複雑であり、監査人が法律専門家に助言を求めることが適切と考えることがある。</p> <p>(省 略)</p> |
| <p>《(2) 監査役等とのコミュニケーション》 (第 40 項参照)</p> <p>A58. 監査役等とのコミュニケーションは、口頭、書面又は電磁的記録により行われる。監査基準報告書 260 の A47 項はコミュニケーションを口頭で行うか書面又は電磁的記録で行うかの決定に当たって考慮する事項を示している。監査人は、経営者が関与する不正又は財務諸表の重要な虚偽表示となった不正の場合、その内容や影響の度合い等により、適時に報告するとともに、文書によっても報告する必要があるかどうかを検討することがある。なお、監査人は、不正を識別した場合、法令等の規定により、監査役等に対し報告する責任がある場合があることに留意する。</p> <p>(省 略)</p> <p>《IV 適用》</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> | <p>《(2) 監査役等とのコミュニケーション》 (第 40 項参照)</p> <p>A58. 監査役等とのコミュニケーションは、口頭、書面又は電磁的記録により行われる。監査基準報告書 260 の A46 項はコミュニケーションを口頭で行うか書面又は電磁的記録で行うかの決定に当たって考慮する事項を示している。監査人は、経営者が関与する不正又は財務諸表の重要な虚偽表示となった不正の場合、その内容や影響の度合い等により、適時に報告するとともに、文書によっても報告する必要があるかどうかを検討することがある。なお、監査人は、不正を識別した場合、法令等の規定により、監査役等に対し報告する責任がある場合があることに留意する。</p> <p>(省 略)</p> <p>《IV 適用》</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> |
| <p>・ 本報告書 (2022 年 10 月 13 日改正) は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則 (2022 年 7 月 25 日変更) (修正箇所: 第 8-2 項及び A5-3 項) － 監査基準報告書 (序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022 年 7 月 21 日改正) | <p>・ 本報告書 (2022年10月13日改正) は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則 (2022年 7 月25日変更) (修正箇所: 第8-2項及びA5-3項) － 監査基準報告書 (序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年 7 月21 日改正) |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(上記以外の修正箇所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書(2023年1月12日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則(2022年7月25日変更) (修正箇所:第8-2項及びA5-3項) － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(2023年1月12日改正) (修正箇所:A5-3項) ・ 本報告書(2024年9月26日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － <u>企業会計審議会「四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂に係る意見書」(2024年3月27日公表)</u> (修正箇所:A20項) － <u>監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」(2024年9月26日改正)</u> (上記以外の修正箇所) | <p>(上記以外の修正箇所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書(2023年1月12日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則(2022年7月25日変更) (修正箇所:第8-2項及びA5-3項) － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(2023年1月12日改正) (修正箇所:A5-3項) |
| <p>《付録1 不正リスク要因の例示》(A23項参照) (省略)</p> <p>《付録2 不正による重要な虚偽表示に関するリスク対応手続の例示》(A38項参照) (省略)</p> <p>《付録3 不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況の例示》(A47項参照) (省略)</p> <p>《F付録4 不正による重要な虚偽表示を示唆する状況の例示》(第F35-2項参照) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> | <p>《付録1 不正リスク要因の例示》(A23項参照) (省略)</p> <p>《付録2 不正による重要な虚偽表示に関するリスク対応手続の例示》(A38項参照) (省略)</p> <p>《付録3 不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況の例示》(A47項参照) (省略)</p> <p>《F付録4 不正による重要な虚偽表示を示唆する状況の例示》(第F35-2項参照) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> |